

○ 独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の一部変更（案）

新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

変 更 案	現 行
<p>第 1 章～第 2 章 （略）</p> <p>第 3 章 農業信用保険業務</p> <p>（保険約款及び保険契約）</p> <p>第13条 信用基金は、事業年度ごとに、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）を相手方として保証保険法第 3 章第 1 節に規定する保証保険を、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第10条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合連合会をいう。以下「信農連」という。）、農協法第 10 条第 1 項第 2 号の事業を行う農業協同組合（保証保険法第66条第 1 項第 1 号の主務大臣が指定する農業協同組合に限る。）、銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第 9 条の 9 第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を併せ行う協同組合連合会をいう。）（以下「融資保険対象者」と総称する。）を相手方として保証保険法第 3 章第 2 節に規定する融資保険を、信用基金が別に定める保険約款に基づき保険契約を締結して行うものとする。</p> <p>2 融資保険対象者が融資保険の保険契約に係る貸付けを行おうとする場合にあつては、融資保険対象者は当該貸付けについて信用基金に対し貸付関係書類を提出し、信用基金は当該貸付けについて保証を行うことができる基金協会に対し、当該貸付けに係る債務保証を行わない旨の確認を行うものとする。</p> <p>3 （削る）</p> <p>（融資保険に係る貸付金残高の合計額の最高限度）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 信用基金が融資保険対象者から支払を受けた出資金の 2 分の 1 に相当する額</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第 1 章～第 2 章 （略）</p> <p>第 3 章 農業信用保険業務</p> <p>（保険約款及び保険契約）</p> <p>第13条 信用基金は、事業年度ごとに、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）を相手方として保証保険法第 3 章第 1 節に規定する保証保険を、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第10条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合連合会をいう。以下「信農連」という。）、農協法第 10 条第 1 項第 2 号の事業を行う農業協同組合（保証保険法第66条第 1 項の主務大臣が指定する農業協同組合に限る。以下「指定農業協同組合」という。）、銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第 9 条の 9 第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を併せ行う協同組合連合会をいう。第15条の(2)において同じ。）（以下「融資保険対象者」と総称する。）を相手方として保証保険法第 3 章第 2 節に規定する融資保険を、信用基金が別に定める保険約款に基づき保険契約を締結して行うものとする。</p> <p>2 融資保険対象者が融資保険の保険契約に係る貸付けを行う場合にあつては、融資保険対象者は当該貸付けについて保証を行うことができる基金協会に対し貸付関係書類を提出するとともに、基金協会は融資保険対象者に対し当該貸付けに係る債務保証を行わない旨の意見書を提出するものとする。</p> <p>3 前項の意見書の提出を受けた融資保険対象者は、同項の貸付関係書類及び意見書を信用基金に提出しなければならない。</p> <p>（融資保険に係る貸付金残高の合計額の最高限度）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 信用基金が融資保険対象者から支払を受けた出資金の 2 分の 1 に相当する額及び保険基盤に充てるための金銭（以下「融資保険対象者交付金」という。）の額の合計額</p> <p>(3) （略）</p> <p>2 （略）</p>

第15条 削除

(融資保険に係る保険契約の条件)

第16条 融資保険に係る保険契約の対象となる貸付けは、貸付対象者に対する一貸付金の額が2億円以上のものとする。ただし、基金協会から相当額の保証を受けている貸付対象者が、新規に貸付けを受けることが必要である場合であって、当該基金協会が当該貸付けについての保証を引き受けることによって、他の借入者の債務の保証引受けに支障をきたす等の事情があるときは、**融資保険対象者**は、一貸付金の額が2億円未満の貸付けであっても融資保険に係る保険契約を信用基金と締結することができる。

2～4 (略)

第17条 (略)

(農業信用基金協会への貸付け)

第18条 信用基金は、**基金協会**に対して、信用基金が別に定める貸付要領により、信用基金法第12条第1項第3号に規定する資金の貸付けを行うものとする。

第19条 (略)

第4章～第9章 (略)

(融資保険に係る一融資保険対象者の貸付金残高の合計額の最高限度)

第15条 信用基金の融資保険に係る一融資保険対象者の貸付金残高の合計額の最高限度は、次の各号に掲げる額のそれぞれ20倍に相当する額とする。

(1) 農林中央金庫、信農連及び指定農業協同組合（以下「農林中央金庫等」という。）にあつては、信用基金が農林中央金庫等から支払を受けた出資金の2分の1に相当する額及び融資保険対象者交付金の額の合計額

(2) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会（以下「銀行等」という。）にあつては、信用基金がそれぞれの銀行等から支払を受けた融資保険対象者交付金の額

(融資保険に係る保険契約の条件)

第16条 融資保険に係る保険契約の対象となる貸付けは、貸付対象者に対する一貸付金の額が2億円以上のものとする。ただし、基金協会から相当額の保証を受けている貸付対象者が、新規に貸付けを受けることが必要である場合であって、当該基金協会が当該貸付けについての保証を引き受けることによって、他の借入者の債務の保証引受けに支障をきたす等の事情があるときは、**農林中央金庫等又は銀行等**は、一貸付金の額が2億円未満の貸付けであっても融資保険に係る保険契約を信用基金と締結することができる。

2～4 (略)

第17条 (略)

(農業信用基金協会への貸付け)

第18条 信用基金は、**農業信用基金協会**に対して、信用基金が別に定める貸付要領により、信用基金法第12条第1項第3号に規定する資金の貸付けを行うものとする。

第19条 (略)

第4章～第9章 (略)

別表 1 農業信用保険業務の保険料率

保険種類	資金等区分		保険料率
保証 保 険	特定 資金	農業経営改善資金	<u>年0.06%又は年0.18%</u> (災害特例 <u>年0.06%</u>)
		農業経営維持資金	<u>年0.18%</u> 又は年0.34% (災害特例 <u>年0.18%</u>)
	農業施設資金		<u>年0.16%又は年0.28%</u> (災害特例 <u>年0.16%</u>)
	農業運転資金		<u>年0.14%又は年0.26%</u> (災害特例 <u>年0.14%</u>)
	農家経済安定施設資金		<u>年0.11%</u>
	農家生活改善資金		<u>年0.26%</u>
	農協保証債務		<u>年0.18%</u>
融資 保 険	特定 資金	農業経営改善資金	<u>年0.09%又は年0.27%</u> (災害特例 <u>年0.09%</u>)
		農業経営維持資金	<u>年0.27%又は年0.51%</u> (災害特例 <u>年0.27%</u>)
	<u>農業施設資金</u>		<u>年0.24%又は年0.42%</u> (災害特例 <u>年0.24%</u>)
	<u>農業運転資金</u>		<u>年0.21%又は年0.39%</u> (災害特例 <u>年0.21%</u>)

(注)

(1) ~ (8) (略)

(9) 農業経営改善資金に係る保険料率は、青年等就農資金に係るものである場合又は農業者等の直近3期分の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価し、信用力が高いと認められる場合は、資金等区分に対応する保険料率のうち低い保険料率を適用する。

(10) 農業経営維持資金（畜産経営体質強化支援資金（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）第4の3に掲げる事業の支援を受けて融通される資金）に限る。）、農業施設資金及び農業運転資金に係る保険料率は、農業者等の直近3期分の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価し、信用力が高いと認められる場合は、資金等区分に対応する保険料率のうち低い保険料率を適用する。

(11) (略)

別表 1 農業信用保険業務の保険料率

保険種類	資金等区分		保険料率
保証 保 険	特定 資金	農業経営改善資金	<u>年0.08%又は年0.22%</u> (災害特例 <u>年0.08%</u>)
		農業経営維持資金	<u>年0.22%</u> 又は年0.34% (災害特例 <u>年0.22%</u>)
	農業施設資金		<u>年0.18%又は年0.32%</u> (災害特例 <u>年0.18%</u>)
	農業運転資金		<u>年0.16%又は年0.30%</u> (災害特例 <u>年0.16%</u>)
	農家経済安定施設資金		<u>年0.13%</u>
	農家生活改善資金		<u>年0.30%</u>
	農協保証債務		<u>年0.22%</u>
融資 保 険	特定 資金	農業経営改善資金	<u>年0.33%</u> (災害特例 <u>年0.12%</u>)
		農業経営維持資金	年0.51% (災害特例 <u>年0.33%</u>)
	<u>特定資金以外の資金</u>		<u>年0.48%</u>

(注)

(1) ~ (8) (略)

(新設)

(9) 農業経営改善資金、農業経営維持資金（畜産経営体質強化支援資金（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）第4の3に掲げる事業の支援を受けて融通される資金）に限る。）、農業施設資金及び農業運転資金に係る保険料率は、農業者の直近3期分の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価し、信用力が高いと認められる場合は、資金等区分に対応する保険料率のうち低い保険料率を適用する。

(10) (略)

別表 2～別表 3 (略)

別表 4 漁業信用保険業務の保険料率

保証保険
(表略)

融資保険
(表略)

(注)

(1) 金融公庫資金とは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のヨからソまで、ネ若しくはナに掲げる資金若しくは水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和52年法律第93号)第1項に規定する資金の貸付けを受け、又は沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ヨからネまで若しくは第17号に掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸し付ける資金のうち、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に対して貸し付ける資金をいう。

(2)～(4) (略)

(5) (略)

ア (略)

イ 平成10年6月19日大蔵省・農林水産省告示第49号(中小漁業融資保証法第77条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件)第1項から第3項まで、第5項、第6項及び第8項から第11項までに規定する資金

(6)～(9) (略)

別表 5～別表 6 (略)

別表 2～別表 3 (略)

別表 4 漁業信用保険業務の保険料率

保証保険
(表略)

融資保険
(表略)

(注)

(1) 金融公庫資金とは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のヨからソまで、ネ若しくはナに掲げる資金若しくは水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和52年法律第93号)第1項に規定する資金の貸付けを受け、又は沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ヨからネまで若しくは第18号に掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸し付ける資金のうち、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に対して貸し付ける資金をいう。

(2)～(4) (略)

(5) (略)

ア (略)

イ 平成10年6月19日大蔵省・農林水産省告示第49号(中小漁業融資保証法第77条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件)第1項から第3項まで、第5項、第6項及び第8項から第10項までに規定する資金

(6)～(9) (略)

別表 5～別表 6 (略)

附 則

- 1 この業務方法書の変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 別表1の変更の施行前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。

変更理由

- (1) 農業信用保険業務について、保険収支等の業務実績を踏まえた保険料率の見直しを行うとともに、融資保険について融資保険対象者交付金を廃止する等のため、所要の変更を行うものである。
- (2) 漁業信用保険業務について、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第77条の規定に基づき主務大臣が指定する資金を定める件（平成10年6月19日大蔵省・農林水産省告示第49号）に新たに第11項が追加されるため、また、沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和47年政令第186号）が改正され（平成20年政令第297号）、同施行令第2条第16号が削除されたことに伴う第17号以降の番号の繰上げのため、所要の変更を行うものである。